

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは8万円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで

A株式会社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を同僚が所持しているため、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、昭和47年5月から厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を所持している同僚を含むA株式会社の複数の同僚が、「申立人は私と同じ職種であり、昭和47年5月から申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しており、そのうちの一人は、「同じ職種ならば、同じ給与額であり、厚生年金保険料の控除額も同じであったと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務実態等を同じくする同僚の記録から、昭和 47 年 5 月から同年 9 月までは 8 万円、同年 10 月から 48 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 51 年 9 月までは 11 万円、同年 10 月から 53 年 10 月までは 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかった（現在のオンライン記録では、A株式会社の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成 20 年 12 月 18 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、新規適用事業所となった日が昭和 47 年 5 月 1 日に訂正されている。）と認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年12月まで
私が20歳を過ぎてから、父親に20歳まで遡って国民年金保険料を納付してもらっていた。A社会保険事務所(当時)の窓口で保険料を遡って納付した際、未納期間が残っているとの説明は無く、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親に、申立期間の国民年金保険料を20歳まで遡って納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立人の前の国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者の記録から、申立人は、平成6年2月15日以降に国民年金の加入を行ったものと考えられ、当該加入時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、このことは、申立期間直後の時効とならない4年1月から同年12月までの保険料を6年2月22日に一括で過年度納付していることとも整合している。

また、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は平成5年度から掲載されていることからみても、上記加入時期と矛盾が無く、平成5年4月から6年4月までの保険料を同年4月21日に一括で現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2570 (事案 2483 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から10年6月までの期間及び同年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から10年6月まで
② 平成10年8月から11年3月まで

私は、20歳になった平成7年*月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同年同月から10年6月までの国民年金保険料は、毎年7月に当月から翌年6月までの1年分を割引無しでまとめて同区役所の窓口で納付した。

平成10年7月は留学の下調べで海外に行っていて納付せず、同年8月に同年同月から11年3月までの国民年金保険料を納付した。前回の決定には納付できないので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、平成7年7月から11年3月までの期間に係る申立てについて、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号が付番されたのは、平成11年5月21日であることがオンライン記録により確認でき、申立人が所持する年金手帳の交付日も同日であることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、このことは、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金被保険者収滞納一覧表に、申立人は、平成10年度以前は登載されておらず、同市では被保険者として管理されていなかったこととも整合していること、ii) 上記の国民年金加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、時効とならない保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、遡っ

て保険料を納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき23年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成10年7月の国民年金保険料は留学の下調べで海外に行っていて納付していないが、7年7月から10年6月までの期間、及び同年8月から11年3月までの期間の保険料は納付した、として申立期間を1か月短縮して再申立てをしている。

しかしながら、上述のとおり、申立人は、平成11年5月21日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、再申立内容とは符合せず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までのうち12か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年3月までのうち12か月
申立期間の国民年金保険料について、平成4年4月からA県B郡C町（現在は、D市）に住居票を移したにもかかわらず、E市の実家に保険料の請求が行き、父親に最初の1年分を一括で納付してもらった記憶があり、年金センターに電話照会したところ、職員から「平成3年12月に国民年金の加入手続をしている。」と聞いたので、父親が3年12月頃に国民年金の加入手続をしてくれたと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、平成3年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、4年4月にC町へ住居票を移したが、E市の実家に保険料の請求が行き、申立人の父親に最初の1年分を一括で納付してもらったと主張している。

しかしながら、申立人は、平成4年3月12日付けでE市からC町に住居変更していることが戸籍の附票により確認できることから、申立人の主張どおりに、E市の実家に申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されるためには、同市において、同年3月12日までに国民年金の加入手続を行い、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、同市において同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、C町において払い出さ

れていることが同手帳記号番号払出補助簿により確認でき、その払出時期は、申立人の住所変更日及び前後の国民年金被保険者の記録から平成4年3月12日から同月26日までの間であることが確認でき、この頃申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。

さらに、申立期間について、C町の国民年金被保険者名簿では未納とされていることが確認できることから、現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、その納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、12か月間全ての保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、年金センターの職員から「平成3年12月に国民年金の加入手続をしている。」と聞いたとしているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、4年3月12日から同月26日までの間であると推認できることから、「平成3年12月に国民年金の加入手続をしている。」との説明は、申立人が、3年12月3日付けで国民年金の被保険者資格を取得したことを説明したものであると考えられ、被保険者資格取得日は、その日に国民年金の加入資格を得たことを示すものであり、加入手続時期や国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの期間、63年5月から同年8月までの期間及び平成16年5月から17年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年4月から同年12月まで
② 昭和63年5月から同年8月まで
③ 平成16年5月から17年5月まで

私は、昭和62年4月に(株)Aを退職し、その頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①及び②について、B市C区役所D支所の窓口で国民年金保険料を間違いなく納付した記憶があり、私の年金記録の昭和62年度及び63年度において、保険料の納付済期間と未納期間が混在していることは不自然と考えている。

また、平成16年3月に、E(株)を退職した後の申立期間③についても、同支所の窓口で国民年金保険料を納付しており、申立期間①、②及び③が未納とされていることには納付ができないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月に(株)Aを退職したことから、その頃国民年金の加入手続きを自身で行い、申立期間①及び②についての国民年金保険料をC区役所D支所で納付し、平成16年3月にE(株)を退職した後の申立期間③についての保険料も、同支所で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和63年8月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられる。

また、上記時点では申立期間①は過年度納付が可能であり、申立期間②

の保険料は現年度納付が可能であったものの、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、昭和62年度は登載されておらず、63年度において旧姓の氏名で登載され、63年9月から平成元年3月までの保険料は、F銀行G支店で口座振替により納付されていることがうかがえるものの、昭和63年5月から同年8月までの保険料については「未納」とされており、これはオンライン記録とも一致していることから、当該期間の保険料については現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間①及び②の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、再就職先となるE(株)に入社後、平成元年8月から同年11月までの4か月分の国民年金保険料(3万2,000円)を納付したものの、当該期間は、厚生年金保険の加入期間であり、国民年金保険料として収納することができないため、H社会保険事務所(当時)において、法令の規定に従って、その時点において遡及納付が可能であった、昭和63年1月から同年4月までの期間における保険料(2万9,900円)に充当する決議と、残額(2,100円)の支払決議が平成2年3月29日付けで行われ、同年4月6日に還付されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間③について、平成14年4月以降、市町村が実施していた国民年金保険料の収納事務は国に一元化されたことにより、市町村では保険料が納付できないことから、D支所で保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、当該期間に係る納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、13か月間にわたる国民年金保険料の納付記録が全て漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月

私は、昭和61年12月、A(株)を退職し、同月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したが、これに伴い、妻は、国民年金について、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出を行い、同年12月分の国民年金保険料の納付書を入手し、62年1月頃に保険料を納付しているのに、私だけ61年12月の保険料について何も手続きもせず、納付していなかったとは考えられず、申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年12月にA(株)を退職し、同月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人の妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届出を行い、62年1月頃、申立期間の国民年金保険料を納付しており、夫である申立人についても申立期間の保険料を納付していないとは考えられないと主張している。

しかしながら、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は、昭和60年11月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得した記録は見当たらず、これは申立人が所持する年金手帳の記録及びオンライン記録とも一致している上、申立人の妻は、「夫は加入手続きを行っていない。」と供述していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国庫金納付書が交付されるこ

とはなく、申立人は、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の妻について、C社会保険事務所（当時）において、その妻の届出により申立期間に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理が行われたのは、オンライン記録により昭和63年8月10日であることが確認できることから、この頃当該種別変更の手続が行われたものと推認でき、それに基づき、同社会保険事務所により同月15日付けで、申立期間の国民年金保険料の国庫金納付書が発行され、同年12月8日、D郵便局において収納されていることが、申立人が提出した「納付書・領収証書」により確認できることから、申立人の妻が申立期間の保険料を62年1月頃に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで

A社の新館設立、開業準備に際し経験者が必要となり、支配人としてスカウトされて入社した。その条件として、株式会社A（現在は、株式会社B）から年 280 万円、同社の親会社である株式会社Cから年 175 万 6,800 円の上乗せの給与が支給されることとなった。国の記録では、株式会社Cから支給されていた給与に係る厚生年金保険料の記録が抜けているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aからの給与のほか、株式会社Cからも上乗せの給与を得ており、厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

また、複数の元同僚も、申立人と同様に株式会社Aからの給与のほか、株式会社Cから上乗せの給与を得ていたと供述している。

しかし、株式会社B及び株式会社Cは、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関係資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、元同僚が所持する株式会社Cに係る昭和 55 年 7 月から 56 年 12 月までの給料支給明細書によると、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、出勤日数の記載も無い上、当該同僚は株式会社Cに係る業務を担当したことは無いと供述している。

さらに、上記元同僚が所持する株式会社Aに係る給料支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う金額であることが確認でき、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

加えて、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

申立期間において、A氏が経営するB社に勤務していた。少人数の事業所だったが、C組合の健康保険証を持っていた記憶があり、給料から保険料が控除されていたと思う。しかし、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、D市E区のB社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているところ、F社は、申立人の記憶する当時の事業所の所在地及び氏名の読み方が一致するA氏から提出された「昭和44年度使用人報告書」を保管しており、当該報告書には、申立人が昭和43年11月1日に採用され、44年4月1日現在までは継続して勤務していた記録があることから、申立てに係る事業所は、A氏の経営する事業所であり、当該期間において申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所について、F社は、「屋号の管理は行っていないため屋号は不明である。」と回答していること、並びにD市E区を所在地とするB社という名称及び類似名称の事業所について法務局に照会したが、商業・法人登記に係る記録は見当たらない上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人も事業所名を明確に記憶していないことから、申立てに係る事業所名を特定することができない。

また、社会保険庁（当時）の記録において、D市E区を所在地とするB

社という名称及び類似名称の事業所が、社会保険の適用事業所となった記録は無く、当該事業所が個人経営の事業所であったと推認されること、及びこの業種は強制適用の対象事業ではないことから判断して、当該事業所は厚生年金保険法上の強制適用事業所には該当しなかったものと考えられ、また、同法上の任意適用事業所であったことも確認できない。

さらに、申立人の記憶する元同僚について調査をしたものの、個人を特定することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。